

令和 4 年

第 3 回 広陵町議会定例会議案

令和 4 年 9 月 6 日

北葛城郡広陵町



付 議 事 件

- 報告第10号 広陵町ごみ減量等推進審議会条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について [ 1 頁]
- 報告第11号 令和3年度広陵町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について [ 7 頁]
- 報告第12号 令和4年度広陵町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について [11 頁]
- 報告第13号 令和3年度広陵町水道事業会計継続費の精算報告について [33 頁]
- 議案第61号 教育長の任命につき同意を求めることについて [37 頁]
- 議案第62号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて [39 頁]
- 議案第63号 広陵町災害対策本部条例の一部を改正することについて [41 頁]
- 議案第64号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて [45 頁]
- 議案第65号 広陵町税条例等の一部を改正することについて [53 頁]
- 議案第66号 広陵町立学校設置条例の一部を改正することについて [61 頁]
- 議案第67号 広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて [65 頁]
- 議案第68号 令和4年度広陵町一般会計補正予算（第7号） [73 頁]
- 議案第69号 令和4年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号） [101 頁]
- 議案第70号 令和4年度広陵町水道事業会計補正予算（第2号） [123 頁]

議案第 7 1 号 令和 4 年度広陵町下水道事業会計補正予算  
(第 1 号) [ 1 2 7 頁]

[議案第 7 2 号から議案第 7 9 号までは、別冊令和 3 年度決算書]

議案第 7 2 号 令和 3 年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定  
について

議案第 7 3 号 令和 3 年度広陵町国民健康保険特別会計歳入  
歳出決算の認定について

議案第 7 4 号 令和 3 年度広陵町後期高齢者医療特別会計歳入  
歳出決算の認定について

議案第 7 5 号 令和 3 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出  
決算の認定について

議案第 7 6 号 令和 3 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

議案第 7 7 号 令和 3 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出  
決算の認定について

議案第 7 8 号 令和 3 年度広陵町水道事業会計剰余金の処分  
及び決算の認定について

議案第 7 9 号 令和 3 年度広陵町下水道事業会計剰余金の処分  
及び決算の認定について

報 告 第 1 0 号

広陵町ごみ減量等推進審議会条例の一部を改正  
する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項  
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項  
の規定により報告する。

令和4年9月6日報告

広陵町長 山 村 吉 由



専 決 処 分 書

広陵町ごみ減量等推進審議会条例の一部を改正する条例を  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の  
規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月4日専決

広陵町長 山 村 吉 由





## 広陵町ごみ減量等推進審議会条例の一部を改正する条例

広陵町ごみ減量等推進審議会条例（平成12年9月広陵町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の5」を「第5条の7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



報 告 第 1 1 号

令和3年度広陵町財政健全化判断比率及び資金  
不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度広陵町財政健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月6日報告

広陵町長 山 村 吉 由



## 広陵町財政健全化判断比率（令和3年度）

（％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
広陵町の数値	—	—	8.1	29.0
法に定める 早期健全化基準	13.66	18.66	25.0	350.0

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも黒字で健全であるため「—」表記しています。

〔参考〕

○早期健全化団体・財政再生団体の基準

（％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化団体	11.25～15.0	16.25～20.0	25.0	350.0
財政再生団体	20.0	30.0	35.0	/

「早期健全化団体」になると

財政健全化計画の策定と外部監査を求めなければならない。また、総務大臣による必要な勧告を受けることとなる。

「財政再生団体」になると

財政再生計画の策定と外部監査、総務大臣の勧告に加え、起債発行の制限や収支不足額を振り替えるための再生振替特例債が許可される。

## 広陵町資金不足比率（令和3年度）

（％）

会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率	法に定める 経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0

（注）資金不足比率は、いずれも資金不足がないため「—」表記しています。

報 告 第 1 2 号

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第4号）  
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項  
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項  
の規定により報告し、その承認を求める。

令和4年9月6日報告

広陵町長 山 村 吉 由





専 決 処 分 書

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年6月23日専決

広陵町長 山村吉由



令和4年度広陵町一般会計補正予算（第4号）

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,639,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月23日専決

広陵町長 山村吉由



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金		千円 2,383,824	千円 48,834	千円 2,432,658
	2 国庫補助金	1,360,469	48,834	1,409,303
歳入合計		13,590,812	48,834	13,639,646

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費		千円 5,244,324	千円 48,834	千円 5,293,158
	1 社会福祉費	2,742,826	48,834	2,791,660
歳 出 合 計		13,590,812	48,834	13,639,646

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	2,383,824	48,834	2,432,658
歳入合計	13,590,812	48,834	13,639,646

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 5,244,324	千円 48,834	千円 5,293,158
歳 出 合 計	13,590,812	48,834	13,639,646



補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 48,834	千円	千円	千円
48,834			

## 2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 民生費国庫補助金	千円 480,654	千円 48,834	千円 529,488
計	1,360,469	48,834	1,409,303

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	千円 48,834	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	千円 44,700
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金	4,134

1 4 款 国庫支出金

### 3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総 務費	千円 307,857	千円 48,834	千円 356,691	千円 48,834	千円	千円	千円 0
計	2,742,826	48,834	2,791,660	48,834			0

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 100	01 給与費	千円 100
5 時間外勤務 手当	100	3 職員手当等 ・時間外勤務手当	100 100
10 需用費	225	09 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	48,734
1 消耗品費	200	10 需用費 ・消耗品費	225 200
4 印刷製本費	25	・印刷製本費	25
11 役務費	179	11 役務費 ・通信運搬費	179 130
1 通信運搬費	130	・手数料	49
4 手数料	49	12 委託料 ・電算委託料	3,630 3,630
12 委託料	3,630	住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム 構築委託料	3,630
13 電算委託料	3,630	18 負担金、補助及び交付金	44,700
18 負担金、補助及 び交付金	44,700	・給付金	44,700
22 給付金	44,700	住民税非課税世帯臨時特別給付金	43,700
		家計急変世帯臨時特別給付金	1,000

3 款 民生費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,176	9,281	9,224	43,681	4,718	48,399	
	議 員	14	50,112		18,418		68,530	15,688	84,218	
	その他	756	28,961			4,410	33,371		33,371	
	計	773	79,073	25,176	27,699	13,634	145,582	20,406	165,988	
補正前	長 等	3		25,176	9,281	9,224	43,681	4,718	48,399	
	議 員	14	50,112		18,418		68,530	15,688	84,218	
	その他	756	28,961			4,410	33,371		33,371	
	計	773	79,073	25,176	27,699	13,634	145,582	20,406	165,988	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他									
	計									

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	537	363,470	883,636	682,942	1,930,048	302,504	2,232,552	
補 正 前	537	363,470	883,636	682,842	1,929,948	302,504	2,232,452	
比 較				100	100		100	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,540	56,105	235,602	136,940	26,940
	補 正 前	18,540	56,105	235,602	136,940	26,940
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	22,289	14,321	36	172,169	
	補 正 前	22,189	14,321	36	172,169	
	比 較	100				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	258		824,210	607,301	1,431,511	244,843	1,676,354	
補 正 前	258		824,210	607,201	1,431,411	244,843	1,676,254	
比 較				100	100		100	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,540	52,536	177,043	136,940	26,940
	補 正 前	18,540	52,536	177,043	136,940	26,940
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	20,513	13,207	36	161,546	
	補 正 前	20,413	13,207	36	161,546	
	比 較	100				

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	279	363,470	59,426	75,641	498,537	57,661	556,198	
補 正 前	279	363,470	59,426	75,641	498,537	57,661	556,198	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		3,569	58,559		
	補 正 前		3,569	58,559		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,776	1,114		10,623	
	補 正 前	1,776	1,114		10,623	
	比 較					

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		
給 料		給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分		
職員手当	100	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	100	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業対応による増

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和4年4月1日現在	平均給料月額(円)	280,200	264,300	—
	平均給与月額(円)	323,279	297,258	—
	平均年齢(歳)	39	59	—
令和3年4月1日現在	平均給料月額(円)	280,019	262,200	—
	平均給与月額(円)	323,306	278,932	—
	平均年齢(歳)	39	58	—

## イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	150,600	150,600
短 学 卒	163,100	163,100
大 学 卒	182,200	182,200



ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和4年4月1日現在	職員数(人)	7	24	24	38	60	48	54	255
	構成比(%)	2.7	9.4	9.4	14.9	23.6	18.8	21.2	100
令和3年4月1日現在	職員数(人)	6	25	26	24	53	53	60	247
	構成比(%)	2.4	10.1	10.5	9.7	21.5	21.5	24.3	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和4年4月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和3年4月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和4年4月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和3年4月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士に相当する職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	258	256	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	223	221	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)	20	18	2
		3号給 (人)	28	28	
		4号給 (人)	174	174	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	86.4	86.3	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	258	256	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	223	221	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)	20	18	2
		3号給 (人)	28	28	
		4号給 (人)	174	174	
		5号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	86.4	86.3	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.15	2.15	4.3	有	
補正前	2.15	2.15	4.3	有	
国の制度	2.15	2.15	4.3	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	257	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	1.163	1.163	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

報 告 第 1 3 号

令和3年度広陵町水道事業会計継続費の精算報告  
について

令和3年度をもって継続年度が終了した広陵町馬見南配水本管布設替耐震設計・施工業務について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日報告

広陵町長 山 村 吉 由

令和3年度広陵町水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画				
			年度	年割額	左の財源内訳		
					企業債	国 庫 補助金	当年度損益勘 定留保資金
1 資本的 支出	1 建設改 良費	広陵町馬見 南配水本管 布設替耐震 設計・施工 業務	令和2年度	225,000,000	—	55,000,000	170,000,000
			令和3年度	83,000,000	—	20,250,000	62,750,000
			計	308,000,000	—	75,250,000	232,750,000

(単位：円)

支払義務 発生額	実 績			年割額と 支払義務 発生額の差	比 較		
	左の財源内訳				左の財源内訳		
	企業債	国 庫 補助金	当年度損益勘 定留保資金		企業債	国 庫 補助金	当年度損益勘 定留保資金
200,415,600	—	44,825,000	155,590,600	24,584,400	—	10,175,000	14,409,400
79,730,200	—	17,677,000	62,053,200	3,269,800	—	2,573,000	696,800
280,145,800	—	62,502,000	217,643,800	27,854,200	—	12,748,000	15,106,200





議案第61号

教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山村吉由

住 所 奈良県北葛城郡広陵町大字大野416番地3

氏 名 うえむら 植村 よしひさ 佳央

生年月日 昭和31年12月20日

任 期 3年

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで



議案第62号

教育委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山村吉由

住 所 奈良県北葛城郡広陵町馬見南 XXXXXXXXXX

氏 名 うすい ゆか  
臼井 有香

生年月日 昭和49年7月10日

任 期 4年

令和4年10月1日から令和8年9月30日まで



議 案 第 6 3 号

広陵町災害対策本部条例の一部を改正すること  
について

広陵町災害対策本部条例（昭和38年5月広陵町条例第  
10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由



## 広陵町災害対策本部条例の一部を改正する条例

広陵町災害対策本部条例（昭和38年5月広陵町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（部）」に改め、同条第1項及び第2項中「班」を「部」に改め、同条第3項中「班に班長を置き」を「部に部長を置き、」に改め、同条第4項中「班長」を「部長」に、「班」を「部」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議 案 第 6 4 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
ことについて

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月広陵町条例  
第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由



## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月広陵町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされ

た日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号ウの次に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合  
第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合  
第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。





議 案 第 6 5 号

広陵町税条例等の一部を改正することについて

広陵町税条例（昭和30年4月広陵町条例第10号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由



## 広陵町税条例等の一部を改正する条例

(広陵町税条例の一部改正)

第1条 広陵町税条例（昭和30年4月広陵町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加え、同条第2項中「交付手数料」を「交付に係る手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）」の

法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第 5 3 条の 7 中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 1 5 年度」を「令和 2 0 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 1 6 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 1 7 条の 2 第 3 項中「、第 3 7 条の 8 又は第 3 7 条の 9」を「又は第 3 7 条の 8」に改める。

附則第 2 0 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 2 0 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 2 0 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 2 5 条を削る。

(広陵町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 広陵町税条例の一部を改正する条例（令和3年10月広陵町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中広陵町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中広陵町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（広陵町税条例の一部を改正する条例（令和3年10月広陵町条例第7号）附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中広陵町税条例第18条の4第1項及び第2項の改正規定並びに次条の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の広陵町税条例第18条の4第1項及び第2項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の広陵町税条例(次項において「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の広陵町税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の広陵町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。





議 案 第 6 6 号

広陵町立学校設置条例の一部を改正することについて

広陵町立学校設置条例（昭和62年9月広陵町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由



## 広陵町立学校設置条例の一部を改正する条例

広陵町立学校設置条例（昭和62年9月広陵町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中広陵西幼稚園及び広陵西第二幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議 案 第 6 7 号

広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正することについて

広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例（昭和54年  
3月広陵町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由



広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例（昭和54年3月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 体育館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。  
ただし、広陵町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第9条を第14条とする。

第8条中「第5条第1項」を「第10条第1項」に、「第4条」を「第8条」に改め、同条を第13条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とし、第6条を第11条とし、第5条を第10条とする。

第4条の次に次の5条を加える。

（休館日）

第5条 体育館の休館日は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広陵中央体育館 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは開館とし、その日後でその日に最も近い休日でない日を休館とする。）及び12月28日から翌年1月4日まで
- (2) 前号に掲げる体育館以外の体育館 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(使用許可)

第6条 体育館を使用しようとする者又は団体は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、体育館の使用を許可するときは、管理上必要な条件を付すことができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 体育館の施設、設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）

第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 同一の者又は団体が連続して4日以上体育館を使用することとなるとき。

(5) 管理上支障があると認められるとき。

(6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を与えた後において当該許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

(1) 前条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 当該許可に係る利用の条件に違反したとき。



(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者又は団体（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに掲げる使用料（体育館の空調設備の使用に係る費用並びに消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。以下「使用料」という。）を当該許可を受けた際（別表第3に掲げる使用料については、同表に掲げる温水シャワーを使用する際）に納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 本町又は教育委員会若しくは広陵町スポーツ協会が主催する行事のために使用するとき。

(2) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

広陵町立体育館使用料金表

施設名	室名	1時間につき
広陵中央体育館	会議室	200円
	格技場	500円
	卓球室	1台200円
	アリーナ片面	600円
	アリーナ全面	1,200円
広陵東体育館	和室	0円
	アリーナ	600円

広陵西体育館	和室	0円
	アリーナ	600円
広陵北体育館	和室	0円
	アリーナ	600円
真美ヶ丘体育館	会議室	200円
	和室	150円
	アリーナ	600円

備考

1 使用者が次のいずれかに該当する場合のこの表に掲げる施設の使用に係る使用料（以下「施設使用料」という。）の額は、この表に掲げる額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 次に掲げる者のみで構成されているとき。

ア 町内に住所を有する中学生以下の者

イ 町内に住所を有する65歳以上の者

ウ 町内に住所を有する者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所により知的障がいがあると判定されたもの

(2) その他教育委員会が必要と認めるとき。

2 使用者が次のいずれかに該当する場合の施設使用料の額は、無料とする。

(1) 町内に住所を有する0歳から5歳までの子どもに対する運動を通じた支援事業を行うために使用しようとするとき。

(2) 町内に住所を有する中学生以下の者のみで土曜日に使用しようとするとき。

(3) その他教育委員会が必要と認めるとき。

- 3 使用者に町内に住所を有する者、町内の事務所又は事業所に勤務する者、町内に事業所を有する者及び当該事業所における事業に専従する者並びに町内の幼稚園、保育所若しくは認定こども園又は学校に在籍する者以外の者が含まれる場合の施設使用料の額は、教育委員会が認める場合及び別に定めがある場合を除き、この表に掲げる額に100分の200を乗じて得た額とする。この場合において、広陵東体育館の項、広陵西体育館の項及び広陵北体育館の項中「0円」とあるのは、「100円」とする。

別表第2を削る。

別表第3中「第4条」を「第8条」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「第4条」を「第8条」に改め、同表を別表第3とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の体育館の使用について適用し、施行日前の体育館の使用については、なお従前の例による。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における体育館の使用に係る新条例別表第1の規定の適用については、同表備考に掲げる場合を除き、同表中「600円」とあるのは「400円」と、「1,200円」とあるのは「800円」とする。



議 案 第 6 8 号

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第7号）

令和4年度広陵町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ537,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,226,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山村吉由



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
10 地方交付税		千円 2,930,000	千円 162,468	千円 3,092,468
	1 地方交付税	2,930,000	162,468	3,092,468
14 国庫支出金		2,432,658	74,384	2,507,042
	1 国庫負担金	1,015,059	45,540	1,060,599
	2 国庫補助金	1,409,303	28,844	1,438,147
15 県支出金		1,110,417	1,250	1,111,667
	2 県補助金	503,641	1,250	504,891
16 財産収入		3,436	21,710	25,146
	2 財産売払収入	0	21,710	21,710
18 繰入金		465,381	△149,573	315,808
	1 基金繰入金	465,381	△159,659	305,722
	2 特別会計繰入金	0	10,086	10,086
20 町債		1,033,600	△32,500	1,001,100
	1 町債	1,033,600	△32,500	1,001,100
21 繰越金		0	460,061	460,061
	1 繰越金	0	460,061	460,061
歳入合計		13,688,513	537,800	14,226,313

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,490,483	千円 460,061	千円 1,950,544
	1 総務管理費	1,225,088	460,061	1,685,149
3 民生費		5,293,158	88	5,293,246
	1 社会福祉費	2,791,660	88	2,791,748
4 衛生費		1,528,874	75,151	1,604,025
	1 保健衛生費	531,900	74,340	606,240
	2 清掃費	996,974	811	997,785
6 土木費		1,618,060	0	1,618,060
	3 河川費	436,525	0	436,525
8 教育費		1,382,814	2,500	1,385,314
	4 幼稚園費	336,774	2,500	339,274
歳 出 合 計		13,688,513	537,800	14,226,313



## 第2表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
佐味田川浚渫事業	千円 400	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

### 2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 202,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 164,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
山辺・北 西部広域 境衛生組 負担組合 金	23,300	同上	同上	同上	28,200	同上	同上	同上



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
10 地方交付税	2,930,000	162,468	3,092,468
14 国庫支出金	2,432,658	74,384	2,507,042
15 県支出金	1,110,417	1,250	1,111,667
16 財産収入	3,436	21,710	25,146
18 繰入金	465,381	△149,573	315,808
20 町債	1,033,600	△32,500	1,001,100
21 繰越金	0	460,061	460,061
歳 入 合 計	13,688,513	537,800	14,226,313

## (歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 1,490,483	千円 460,061	千円 1,950,544
3 民生費	5,293,158	88	5,293,246
4 衛生費	1,528,874	75,151	1,604,025
6 土木費	1,618,060	0	1,618,060
8 教育費	1,382,814	2,500	1,385,314
歳 出 合 計	13,688,513	537,800	14,226,313

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 460,061
44			44
74,340	4,900		△4,089
	400		△400
1,250			1,250
75,634	5,300		456,866

## 2 歳 入

### (款) 10 地方交付税

#### (項) 1 地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 地方交付税	千円 2,930,000	千円 162,468	千円 3,092,468
計	2,930,000	162,468	3,092,468

### (款) 14 国庫支出金

#### (項) 1 国庫負担金

2 衛生費国庫負担金	34,769	45,540	80,309
計	1,015,059	45,540	1,060,599

### (款) 14 国庫支出金

#### (項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	529,488	44	529,532
3 衛生費国庫補助金	5,919	28,800	34,719
計	1,409,303	28,844	1,438,147

### (款) 15 県支出金

#### (項) 2 県補助金

6 教育費県補助金	15,447	1,250	16,697
計	503,641	1,250	504,891

### (款) 16 財産収入

#### (項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	0	21,710	21,710
-----------	---	--------	--------

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 162,468	普通交付税	千円 162,468

1 保健衛生費負担金	45,540	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	45,540

1 社会福祉費補助金	44	介護保険事業費補助金	44
1 保健衛生費補助金	28,800	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	28,800

2 幼稚園費補助金	1,250	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金	1,250

1 土地売払収入	21,710	町有地売払収入（旧馬見南1丁目集会所跡地）	21,710
----------	--------	-----------------------	--------

10款 地方交付税      14款 国庫支出金      15款 県支出金      16款 財産収入

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の予算額	補正予算額	計
計	千円 0	千円 21,710	千円 21,710

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	402,998	△159,659	243,339
計	465,381	△159,659	305,722

(款) 18 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

1 介護保険特別会計繰入金	0	10,086	10,086
計	0	10,086	10,086

(款) 20 町債

(項) 1 町債

1 臨時財政対策債	202,000	△37,800	164,200
4 衛生債	23,300	4,900	28,200
6 土木債	554,700	400	555,100
計	1,033,600	△32,500	1,001,100

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	0	460,061	460,061
-------	---	---------	---------



節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

1 財政調整基金繰入金	△159,659	財政調整基金繰入金	△159,659

1 介護保険特別会計繰入金	10,086	介護保険特別会計繰入金	10,086

1 臨時財政対策債	△37,800	臨時財政対策債	△37,800
1 清掃債	4,900	山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金債	4,900
2 河川債	400	佐味田川浚渫事業債	400

1 繰越金	460,061	令和3年度歳計剰余金	460,061
-------	---------	------------	---------

16款 財産収入      18款 繰入金      20款 町債      21款 繰越金

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
計	千円 0	千円 460,061	千円 460,061

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

21款 繰越金

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 財産管理費	千円 99,734	千円 460,061	千円 559,795	千円	千円	千円	千円 460,061
計	1,225,088	460,061	1,685,149				460,061

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

7 介護保険費	389,200	88	389,288	44			44
計	2,791,660	88	2,791,748	44			44

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	236,106	1,800	237,906	1,800			0
2 予防費	263,631	72,540	336,171	72,540			0

節・細節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	千円 460,061	02 基金関係費	千円 460,061
1 財政調整基金積立金	460,061	24 積立金 ・財政調整基金積立金	460,061 460,061

12 委託料	88	01 介護保険費	88
13 電算委託料	88	12 委託料 ・電算委託料 介護保険システム改修委託料	88 88 88

3 職員手当等	1,800	01 給与費	1,800
5 時間外勤務手当	1,800	3 職員手当等 ・時間外勤務手当	1,800 1,800
1 報酬	48	06 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	45,540
3 委員報酬	48	7 報償費 ・医師等謝礼	2,400 2,400
7 報償費	2,550	10 需用費 ・消耗品費	110 110
4 医師等謝礼	2,550	11 役務費 ・手数料	1,200 1,200
10 需用費	2,349	12 委託料 ・健診等委託料 予防接種委託料	40,724 27,324 27,324
1 消耗品費	1,149	・その他委託料 会場設営委託料	13,400 13,400

2 款 総務費      3 款 民生費      4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	531,900	74,340	606,240	74,340			0

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
4 印刷製本費	700	13 使用料及び賃借料	1,106
9 医薬材料費	500	・タクシー借上料	106
		・施設借上料	1,000
11 役務費	5,228	09 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	27,000
1 通信運搬費	4,028	1 報酬	48
4 手数料	1,200	・予防接種事故等調査委員報酬	48
		(日額) 12,000円×1/2×8人=48,000円	
12 委託料	60,399	7 報償費	150
13 電算委託料	2,875	・医師等謝礼	150
27 健診等委託料	27,324	10 需用費	2,239
35 その他委託料	30,200	・消耗品費	1,039
		・印刷製本費	700
		・医薬材料費	500
		11 役務費	4,028
		・通信運搬費	4,028
		12 委託料	19,675
		・電算委託料	2,875
		電算等委託料	2,875
		・その他委託料	16,800
		予約代行委託料	16,800
13 使用料及び賃借料	1,766	13 使用料及び賃借料	660
8 タクシー借上料	106	・その他使用料及び賃借料	660
15 施設借上料	1,000	予約システム使用料	660
44 その他使用料及び賃借料	660	17 備品購入費	200
		・施設備品	200
17 備品購入費	200		
3 施設備品	200		

4 款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	千円 284,690	千円 0	千円 284,690	千円	千円 4,900	千円	千円 △4,900
3 し尿処理費	52,726	811	53,537				811
計	996,974	811	997,785		4,900		△4,089

## (款) 6 土木費

## (項) 3 河川費

2 下水路費	4,614	0	4,614		400		△400
計	436,525	0	436,525		400		△400

## (款) 8 教育費

## (項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理 費	336,774	2,500	339,274	1,250			1,250
計	336,774	2,500	339,274	1,250			1,250



節・細節		説明	明
区分	金額		
	千円	財源補正	千円
10 需用費	△2,500	01 し尿処理費	811
6 修繕料	△2,500	10 需用費	△2,500
		・修繕料	△2,500
18 負担金、補助及び交付金	3,311	18 負担金、補助及び交付金	3,311
		・その他負担金	3,311
3 その他負担金	3,311	し尿中継槽更新負担金	3,311

		財源補正	

17 備品購入費	2,500	03 一般経費（こども課）	2,500
2 管理備品	2,500	17 備品購入費	2,500
		・管理備品	2,500

4 款 衛生費      6 款 土木費      8 款 教育費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,176	9,281	9,224	43,681	4,718	48,399	
	議 員	14	50,112		18,418		68,530	15,688	84,218	
	その他	756	28,961			4,410	33,371		33,371	
	計	773	79,073	25,176	27,699	13,634	145,582	20,406	165,988	
補正前	長 等	3		25,176	9,281	9,224	43,681	4,718	48,399	
	議 員	14	50,112		18,418		68,530	15,688	84,218	
	その他	756	28,961			4,410	33,371		33,371	
	計	773	79,073	25,176	27,699	13,634	145,582	20,406	165,988	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他									
	計									

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	537	363,470	883,636	684,742	1,931,848	302,504	2,234,352	
補 正 前	537	363,470	883,636	682,942	1,930,048	302,504	2,232,552	
比 較				1,800	1,800		1,800	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,540	56,105	235,602	136,940	26,940
	補 正 前	18,540	56,105	235,602	136,940	26,940
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	24,089	14,321	36	172,169	
	補 正 前	22,289	14,321	36	172,169	
	比 較	1,800				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	258		824,210	609,101	1,433,311	244,843	1,678,154	
補 正 前	258		824,210	607,301	1,431,511	244,843	1,676,354	
比 較				1,800	1,800		1,800	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	18,540	52,536	177,043	136,940	26,940
	補 正 前	18,540	52,536	177,043	136,940	26,940
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	22,313	13,207	36	161,546	
	補 正 前	20,513	13,207	36	161,546	
	比 較	1,800				

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	279	363,470	59,426	75,641	498,537	57,661	556,198	
補 正 前	279	363,470	59,426	75,641	498,537	57,661	556,198	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		3,569	58,559		
	補 正 前		3,569	58,559		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,776	1,114		10,623	
	補 正 前	1,776	1,114		10,623	
	比 較					

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
給 料		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	1,800	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	1,800	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業対応による増	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和4年4月1日現在	平均給料月額(円)	280,200	264,300	—
	平均給与月額(円)	323,279	297,258	—
	平均年齢(歳)	39	59	—
令和3年4月1日現在	平均給料月額(円)	280,019	262,200	—
	平均給与月額(円)	323,306	278,932	—
	平均年齢(歳)	39	58	—

## イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	150,600	150,600
短 学 卒	163,100	163,100
大 学 卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和4年4月1日現在	職員数(人)	7	24	24	38	60	48	54	255
	構成比(%)	2.7	9.4	9.4	14.9	23.6	18.8	21.2	100
令和3年4月1日現在	職員数(人)	6	25	26	24	53	53	60	247
	構成比(%)	2.4	10.1	10.5	9.7	21.5	21.5	24.3	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和4年4月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和3年4月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和4年4月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和3年4月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士に相当する職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	258	256	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	223	221	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)	20	18	2
		3号給 (人)	28	28	
		4号給 (人)	174	174	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	86.4	86.3	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	258	256	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	223	221	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)	20	18	2
		3号給 (人)	28	28	
		4号給 (人)	174	174	
		5号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	86.4	86.3	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.15	2.15	4.3	有	
補正前	2.15	2.15	4.3	有	
国の制度	2.15	2.15	4.3	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	257	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	1.163	1.163	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	



## 議 案 第 6 9 号

令和4年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37,777千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,707,377千円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ983千円を追加し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山村吉由



第1表 歳入歳出予算補正(保険事業勘定)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 支払基金交付金		千円 706,925	千円 1,106	千円 708,031
	1 支払基金交付金	706,925	1,106	708,031
5 県支出金		397,939	13,844	411,783
	1 県負担金	382,184	13,844	396,028
9 繰越金		336	22,827	23,163
	1 繰越金	336	22,827	23,163
歳入合計		2,669,600	37,777	2,707,377

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 諸支出金		千円 678	千円 30,091	千円 30,769
	1 償還金及び還付加算金	678	20,988	21,666
	2 繰出金	0	9,103	9,103
7 基金積立金		0	7,686	7,686
	1 基金積立金	0	7,686	7,686
歳 出 合 計		2,669,600	37,777	2,707,377

第1表 歳入歳出予算補正(介護サービス事業勘定)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 繰越金		千円 0	千円 983	千円 983
	1 繰越金	0	983	983
歳入合計		17,944	983	18,927

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 諸支出金		千円 0	千円 983	千円 983
	1 繰出金	0	983	983
歳 出 合 計		17,944	983	18,927

歳入歳出補正予算事項別明細書(保険事業勘定)

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 支払基金交付金	千円 706,925	千円 1,106	千円 708,031
5 県支出金	397,939	13,844	411,783
9 繰越金	336	22,827	23,163
歳入合計	2,669,600	37,777	2,707,377

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 諸支出金	千円 678	千円 30,091	千円 30,769
7 基金積立金	0	7,686	7,686
歳 出 合 計	2,669,600	37,777	2,707,377



補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			30,091
			7,686
			37,777

## 2 歳 入

### (款) 4 支払基金交付金

#### (項) 1 支払基金交付金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 介護給付費交付金	千円 683,384	千円 1,106	千円 684,490
計	706,925	1,106	708,031

### (款) 5 県支出金

#### (項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	382,184	13,844	396,028
計	382,184	13,844	396,028

### (款) 9 繰越金

#### (項) 1 繰越金

1 繰越金	336	22,827	23,163
計	336	22,827	23,163

節		説	明
区 分	金 額		
2 過年度分介護給付費交付金	千円 1,106	過年度分介護給付費交付金	千円 1,106

2 過年度分介護給付費負担金	13,844	過年度分介護給付費負担金	13,844

1 繰越金	22,827	令和3年度歳計剰余金	22,827

4 款 支払基金交付金      5 款 県支出金      9 款 繰越金

### 3 歳 出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 第1号被保険者保険料還付金	千円 404	千円 1,412	千円 1,816	千円	千円	千円	千円 1,412
2 償還金	274	19,576	19,850				19,576
計	678	20,988	21,666				20,988

(款) 5 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 他会計繰出金	0	9,103	9,103				9,103
計	0	9,103	9,103				9,103

(款) 7 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	0	7,686	7,686				7,686
計	0	7,686	7,686				7,686

節・細節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子及び割引料	千円 1,412	01 第1号被保険者保険料還付金	千円 1,412
		22 償還金、利子及び割引料 ・保険料還付金	1,412 1,412
9 保険料還付金	1,412		
22 償還金、利子及び割引料	19,576	01 償還金	19,576
		22 償還金、利子及び割引料 ・償還金、利子及び割引料	19,576 19,576
1 償還金、利子及び割引料	19,576		

27 繰出金	9,103	01 他会計繰出金	9,103
		27 繰出金	9,103
1 一般会計繰出金	9,103	・一般会計繰出金	9,103

24 積立金	7,686	01 基金積立金	7,686
		24 積立金	7,686
12 積立金	7,686	・積立金	7,686

5款 諸支出金      7款 基金積立金



歳入歳出補正予算事項別明細書(介護サービス事業勘定)

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 繰越金	千円 0	千円 983	千円 983
歳入合計	17,944	983	18,927

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 諸支出金	千円 0	千円 983	千円 983
歳 出 合 計	17,944	983	18,927



補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 983
			983

## 2 歳 入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 983	千円 983
計	0	983	983

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 983	令和3年度歳計剰余金	千円 983

2 款 繰越金

### 3 歳 出

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 他会計繰出 金	千円 0	千円 983	千円 983	千円	千円	千円	千円 983
計	0	983	983				983

節・細節		説	明
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 983	01 他会計繰出金	千円 983
1 一般会計繰出金	983	27 繰出金 ・一般会計繰出金	983 983

2 款 諸支出金



議 案 第 7 0 号

令和4年度広陵町水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和4年度広陵町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 予算第5条の表中「76,360千円」を「90,000千円」に改める。

令和4年9月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由





## 債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事項	区分	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予 定額		左の財源内訳
			期間	金額	期間	金額	給水収益
包括委託事業	補正前	76,360	—	—	令和4年度から 令和7年度まで	76,360	76,360
	補正後	90,000	—	—	令和4年度から 令和7年度まで	90,000	90,000



## 議案第71号

### 令和4年度広陵町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度広陵町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度広陵町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

（単位：千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	290,842	10,000	300,842
第2項 企業債	154,100	5,000	159,100
第4項 補助金	5,000	5,000	10,000

支出

（単位：千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	604,008	10,000	614,008
第1項 建設改良費	48,498	10,000	58,498

第3条 予算第5条の表中「16,700千円」を「21,700千円」に改める。

第 4 条 予算第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 11 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
箸尾準工業地域工場用地造成事業 に伴う下水道管渠 <sup>※</sup> 布設工事	令和 5 年度	40,000 千円

令和 4 年 9 月 6 日 提出

広陵町長 山 村 吉 由

1. 令和4年度広陵町下水道事業会計補正予算（第1号）

実 施 計 画

資本的收入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 資本的收入			290,842	10,000	300,842	
	2 企業債		154,100	5,000	159,100	
		1 企業債	154,100	5,000	159,100	
	4 補助金		5,000	5,000	10,000	
		1 国庫補助金	5,000	5,000	10,000	

資本の支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 資本の支出			604,008	10,000	614,008	
	1 建設改良費		48,498	10,000	58,498	
		1 管路建設費	27,180	10,000	37,180	

## 2. 令和4年度広陵町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	125,905
減価償却費	717,221
固定資産除却費	1,000
退職給付引当金の増加額	678
賞与引当金の増加額	14
貸倒引当金の増加額	64
長期前受金戻入額	△527,913
支払利息及び企業債取扱諸費	69,759
営業及び営業外未収金の減少額	80
営業及び営業外未払金・未払費用の増加額	2,520
その他流動資産の増加額	△7,109
小計	382,219
支払利息及び企業債取扱諸費	△69,759
業務活動によるキャッシュ・フロー①	312,460
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△53,722
国庫補助金による収入	10,000
他会計補助金による収入	131,742
投資活動によるキャッシュ・フロー②	88,020
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	159,100
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△555,510
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△396,410
IV 現金預金の増加額④=①+②+③	4,070
V 現金預金の期首残高	53,540
VI 現金預金の期末残高	57,610

### 3. 債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債
箸尾準工業地域工場 用地造成事業に伴う 下水道管渠 <sup>きょ</sup> 布設工事	40,000			令和5年度	40,000	20,000	20,000

#### 4. 令和4年度広陵町下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

#### 資 産 の 部

(単位：千円)

1	固 定 資 産			
	(1)有形固定資産			
	イ構築物	18,141,460		
	減価償却累計額	<u>△ 3,988,880</u>	14,152,580	
	ロ機械及び装置	92,504		
	減価償却累計額	<u>△ 57,402</u>	35,102	
	ハ工具、器具及び備品	300		
	減価償却累計額	<u>0</u>	<u>300</u>	
	有形固定資産合計			14,187,982
	(2)無形固定資産			
	イ施設利用権		<u>692,393</u>	
	無形固定資産合計			<u>692,393</u>
	固定資産合計			14,880,375
2	流 動 資 産			
	(1)現金預金			57,610
	(2)未収金		36,818	
	貸倒引当金		<u>△ 517</u>	<u>36,301</u>
	流動資産合計			<u>93,911</u>
	資 産 合 計			<u><u>14,974,286</u></u>

#### 負 債 の 部

(単位：千円)

3	固 定 負 債			
	(1)企 業 債			
	イ建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>4,558,711</u>	4,558,711	
	(2)引 当 金			
	イ退職給付引当金	<u>17,164</u>	<u>17,164</u>	
	固定負債合計			4,575,875



4	流動負債		
	(1) 企業債		
	イ 建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>528,475</u>	528,475
	(2) 未払金		32,656
	(3) 引当金		
	イ 賞与引当金	<u>1,254</u>	<u>1,254</u>
	流動負債合計		562,385
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金		12,114,399
	(2) 収益化累計額		<u>△ 3,225,262</u>
	繰延収益合計		<u>8,889,137</u>
	負債合計		<u>14,027,397</u>
資本の部			
6	資本金		666,406
7	剰余金		
	(1) 利益剰余金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>280,483</u>	
	利益剰余金合計		<u>280,483</u>
	剰余金合計		<u>280,483</u>
	資本合計		<u>946,889</u>
	負債資本合計		<u>14,974,286</u>

5. 令和4年度広陵町下水道事業会計補正予算（第1号）  
 実施計画明細書

資本的收入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			290,842	10,000	300,842
	2 企業債		154,100	5,000	159,100
		1 企業債	154,100	5,000	159,100
	4 補助金		5,000	5,000	10,000
		1 国庫補助金	5,000	5,000	10,000

資本の支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出			604,008	10,000	614,008
	1 建設改良費		48,498	10,000	58,498
		1 管路建設費	27,180	10,000	37,180

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
1 公共下水道 建設事業債	5,000	公共下水道建設事業債 (補正) 21,700 - (当初) 16,700 = 5,000
1 国庫補助金	5,000	国庫補助金 (補正) 10,000 - (当初) 5,000 = 5,000

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
33 工事請負費	10,000	箸尾準工業地域工場用地造成事業に伴う下水道管渠 <sup>きょう</sup> 布設工事 (補正) 37,180 - (当初) 27,180 = 10,000

## 注 記

### Ⅱ. 予定貸借対照表等関連

#### 1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1, 526, 156千円である。

